



佐賀県公報

平成19年
5月17日
(木曜日)
号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

○内水面漁場管理委員会事項
○漁業法に基づくコイの放流の禁止

(指示・四二)一

○ 内水面漁場管理委員会事項

●佐賀県内水面漁場管理委員会指示第四十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第百三十条第四項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

平成十九年五月十七日

佐賀県内水面漁場管理委員会

会長 内川和美

一 指示の内容

次に掲げるコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）は、県内の内水面に放流してはならない。ただし、県内の内水面で採捕したコイをその場で再放流する場合は、この限りでない。

(一) 県内外の公共用水面及びこれと連接して一体をなす水面で採捕されたコイ

(二) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された養殖場で養殖されたコイ
(三) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）を受け、その結果コイヘルペスウイルスが検出されなかつたことが証明されていないコイ

二 指示の期間 平成十九年五月十八日から平成二十年五月十七日まで

申購
込読
料先

一か年三一、二〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年五月十七日印刷及び発行者
佐賀県知事 古川康行

印 刷 発 行 定 日
所 毎 週 月
株 古 川 総 合 印 刷 日
水 金 曜 日